

重要文化財・登録文化財・千葉市指定文化財  
指定・登録基準比較表

国宝及び重要文化財指定基準	千葉市指定文化財指定基準	登録文化財登録基準
絵画彫刻の部	(2) 絵画及び彫刻	建造物以外の部
工芸品の部	(3) 工芸品	原則として制作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもの
書籍、典籍の部	(4) 書籍及び典籍類	
古文書の部	(5) 古文書類	
考古資料の部	(6) 考古資料	
歴史資料の部	(7) 歴史資料	
建造物の部	(1) 建造物  【 近代 】 [石造り] 100年 [煉瓦造り, 木造, 鉄骨造, コンクリート造] 50年 [その他] 50年  【近世以前】 [寺社, 城郭, 住宅] 150年 [石塔] 300年 [その他] 150年	建造物の部  原則として建設後五十年を経過したもの

重要無形文化財指定基準	千葉市指定文化財指定基準	国登録文化財登録基準	柏市指定文化財指定基準
-------------	--------------	------------	-------------

芸能関係	(1) 芸能	芸能関係	芸能関係
<p>一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの</p> <p>(一) 芸術上特に価値の高いもの</p> <p>(二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの</p> <p>(三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの</p> <p>二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの</p>	<p>芸能とは、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、音楽、舞踊、演芸のことをいうが、現時点では本市に特有といえるものは存在しない</p>	<p>保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 芸術上価値の高いもの</li> <li>二 芸能史上の意義を有するもの</li> <li>三 芸能の成立又は変遷の過程を示すもの</li> </ul>	<p>保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能のうち、本市にとって重要なもの</p>

工芸技術関係	(2) 工芸技術	工芸技術関係	工芸技術関係
<p>陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの</p> <p>(一) 芸術上特に価値の高いもの</p> <p>(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの</p> <p>(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>	<p>工芸技術とは、陶芸、染織、漆芸、金工、金工（刀剣）、人形、木竹工、和紙のことをいうが、現時点では本市に特有といえるものは存在しない。</p>	<p>保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 芸術上価値の高いもの</li> <li>二 工芸史上の意義を有するもの</li> <li>三 工芸の成立又は変遷の過程を示すもの</li> </ul>	<p>保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、本市にとって重要なもの</p>

重要有形民俗文化財指定基準	千葉市指定文化財指定基準	登録文化財登録基準
一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの	(1) 有形民俗文化財 ア  約100年以上が経過し、千葉市史にとりあげられているものとする。消滅の危機に瀕しているものから優先的に指定する。	建造物以外の部
二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの	(1) 有形民俗文化財 イ  約100年以上が経過し、千葉市史にとりあげられているものとする。消滅の危機に瀕しているものから優先的に指定する。	建造物以外の部
三 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの		

重要無形民俗文化財指定基準	千葉市指定文化財指定基準	登録文化財登録基準
一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの	(2) 無形民俗文化財 ア	建造物以外の部
二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの	(2) 無形民俗文化財 イ	建造物以外の部

史跡名勝天然記念物指定基準	千葉市指定文化財指定基準	国登録文化財登録基準
史跡	(1) 史跡 約100年以上が計画したものとする。 軍事に関する遺跡は昭和20年以前のものとする。	史跡
名勝	(2) 名勝 <u>ア 公園, 庭園等</u> <u>イ 樹木, 草花等の叢生する場所</u> <u>ウ 鳥獣, 魚虫等の生息する場所</u> <u>エ 海浜</u> <u>オ 河川</u> *ア, エ, オについては、約100年以上が経過したものとする。	名勝
天然記念物	(3) 天然記念物	天然記念物